

感染確認区域について（制度上の枠組み）

「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について」

（令和3年4月1日付け局長通知2消安第6500号・2農振第3690号）

第1 野生イノシシの捕獲強化の基本的な考え方

（略）

1 豚熱ウイルス浸潤状況、環境要因等を踏まえた対策

（1）豚熱ウイルス浸潤状況を踏まえた対策

豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）においては、原則として捕獲強化の取組を行うほか、感染確認区域以外の区域においても、必要に応じて、捕獲強化の取組を行うこと。

（略）

第3 捕獲活動の適切かつ効果的な実施とそのための環境整備

（略）

1 捕獲重点エリアにおける捕獲強化

（略）

豚熱感染確認区域における捕獲に当たっては、同区域内は環境中の豚熱ウイルス濃度が高く、イノシシの肉、内臓等が感染源となって野生イノシシひいては養豚場等にウイルスが伝播するおそれがあることを踏まえ、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」を参考としながら、以下の対策をとること等により、豚熱ウイルスの拡散防止に留意すること。ただし、感染確認区域において捕獲した豚熱陰性野生イノシシをジビエ利用する場合については、ジビエ利用手引きに従い、豚熱ウイルスの拡散防止策を講じること。

（略）

（3）感染確認区域内で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。

感染確認区域について（制度上の枠組み）

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」

（平成26年11月14日策定、厚生労働省）

（略）

第2 野生鳥獣の狩猟時における取扱

（略）

2 狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認

（略）

（2）狩猟者は狩猟する地域の家畜伝染病の発生状況について、積極的に情報の収集に努め、狩猟しようとする地域において野生鳥獣に家畜伝染病のまん延が確認された場合は、当該地域で狩猟した個体を食用に供してはならない。ただし、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従い、捕獲から出荷まで適切な措置が講じられたものは、その限りでない。

感染確認区域について（制度上の枠組み）

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」

（最終改正：令和5年4月3日付け局長通知4消安第7390号・4農振第3575号）

はじめに

（略）

今般の豚熱の流行は、野生イノシシでの感染拡大が大きな要因と考えられており、豚熱ウイルスの拡散防止等のため、家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について」（令和3年4月1日付け2消安第6500号・2農振第3690号消費・安全局長・農村振興局長通知）において、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないよう各県に要請しているところである。

（略）

このため、農林水産省では、令和2年度鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した実証事業及び有識者による検討を踏まえ、令和3年4月、本手引きを作成した。これにより、豚熱感染確認区域において捕獲された野生イノシシについても、捕獲地域の感染状況が改善していることを前提に、処理加工施設において本手引きに沿って処理され、血液を用いたPCR検査で陰性が確認されること等の一定の条件を満たした場合には、ジビエ利用が可能となった。

感染確認区域について（制度上の枠組み）

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」

（最終改正：令和5年4月3日付け局長通知4消安第7390号・4農振第3575号）

感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用

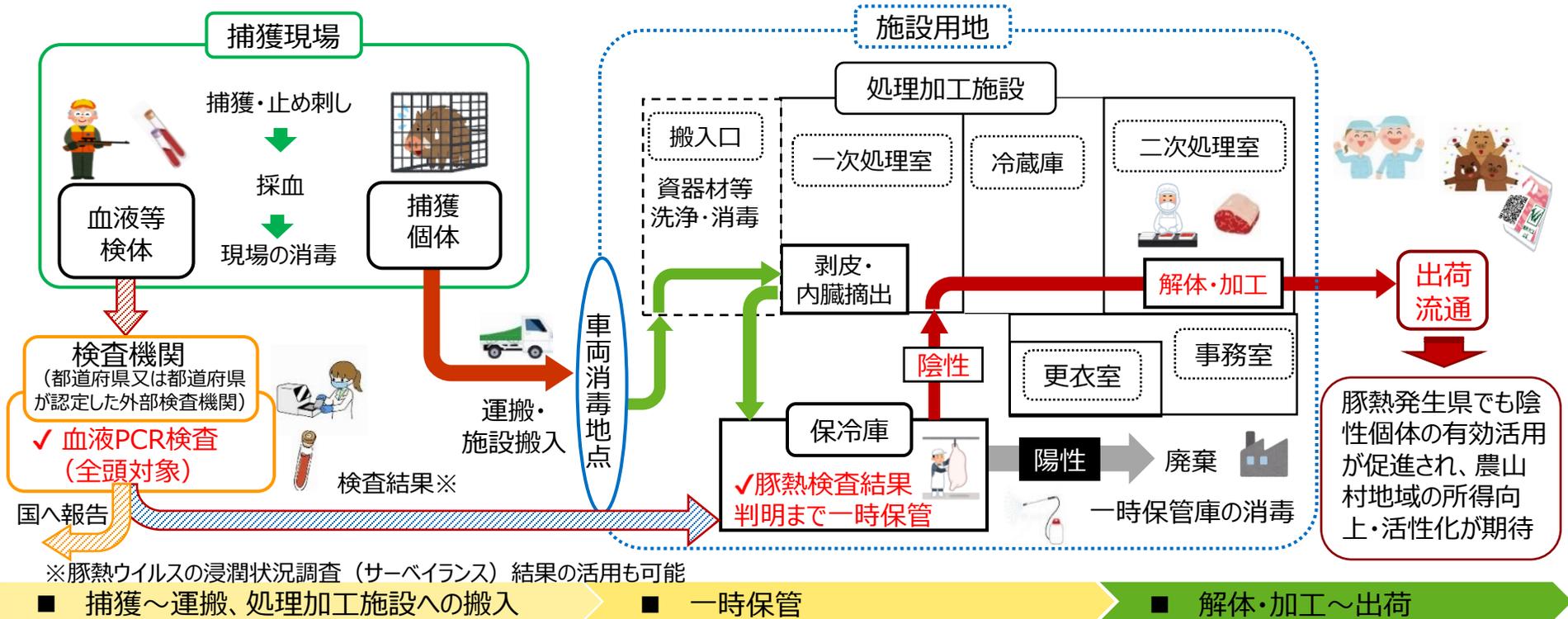
1. 基本的な考え方

（1）本手引きは、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について」（令和3年4月1日付け2消安第6500号・2農振第3690号消費・安全局長・農村振興局長通知）に基づき設定された、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲した野生イノシシのジビエ利用に当たって、家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性を確保するために必要な取組として、捕獲から一時保管までの衛生管理、血液PCR検査（「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和4年12月23日付け4消安第5192号農林水産省消費・安全局長通知）に規定する「遺伝子検出検査」（血液を用いたPCR検査又はリアルタイムPCR検査に限る。）をいう。以下同じ。）、血液PCR検査により豚熱感染が確認された個体（以下「豚熱陽性個体」という。）の廃棄及び施設・設備等の消毒の実施について、豚熱ウイルスの拡散リスクを低減するため、捕獲者や処理加工施設等の関係者が共通して遵守すべき対策を盛り込んだものである。

(参考) 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

- ▶ 豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、家畜防疫及び食品衛生を確保しつつ、豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組みである「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用に取り組むことが重要。
- ▶ 信頼できる検査結果に基づく防疫措置の確保のため、血液PCR検査による豚熱陰性を確認するとともに、捕獲から出荷までの一連の各作業では、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底。

○豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策のポイント



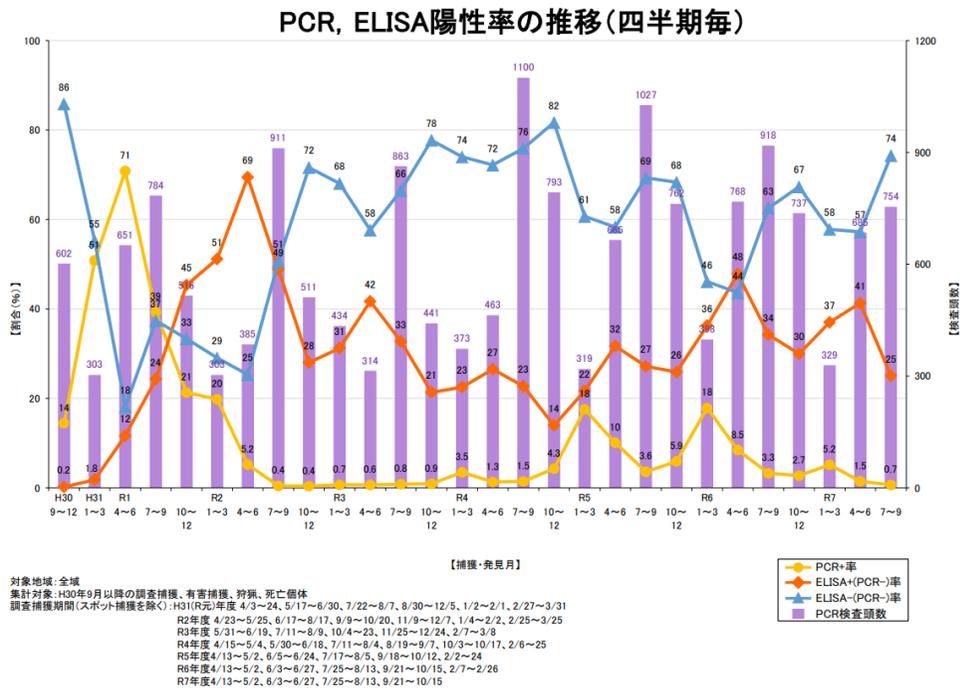
- 都道府県又は都道府県が認定する外部検査機関が実施する血液PCR検査による豚熱感染の有無を確認
- 豚熱判定結果が判明するまで、隔離して一時保管し、陰性個体をジビエ利用
- 豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を実施

都道府県は処理加工施設等に対して適切に指導

感染確認区域の解除について

【現状】

- ほぼ全ての都府県で感染確認区域が設定されている（自県内で陽性が確認されていない県についても隣県での陽性確認に伴い設定される場合がある）
- 感染確認区域については解除のための要件は設定されていない
- 手引きに従って野生イノシシのジビエ利用を行うことが負担となり、ジビエ肉の流通が困難になっているとして、具体的な感染確認区域の解除基準を示すことを複数県から要望されている
- 野生イノシシの豚熱ウイルス感染状況は経時的に変化している



野生イノシシにおけるPCR、ELISA陽性率の推移（四半期毎） ▶
 岐阜県HP グラフで見る豚熱の現状（閲覧日：2025年10月23日）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/227831.html>